



発行 東京都

目次

72

訓 令

- 東京都職員服務規程の一部改正……………（総務局人事部人事課）…
- 東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都水道局処務規程の一部改正……………二
- 東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程……………二

●東京都訓令第1号

庁 中 一 般
支 出 所
事 業 所
取 用 委 員 会 事 務 局
勞 働 委 員 会 事 務 局

東京都職員服務規程（昭和四十七年東京都訓令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

令和元年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子
第一条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條第二項の規定により臨時的に任用される職員を除く。」を削る。

第四条第一項中「別記様式第一号」の下に「又は別記様式第一号の二」を加える。
第六条第一項第一号中「一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則」を「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に、「一般職非常勤職員勤務時間規則」を「会計年度任用職員勤務時間規則」に改め、同項第二号中「一般職非常勤職員勤務時間規則」を「会計年度任用職員勤務時間規則」に改める。
別記様式第一号の次に次の一様式を加える。

様式第1号の2（第4条関係）

（表）

東京都職員カード

TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

氏 名
ローマ字氏名
有効期限 年 月 日

(写 真)

上記の者は、東京都職員であることを証明します。
カード番号

東京都

- 備考1 材質は、紙とする。
2 大きさは、縦55ミリメートル、横91ミリメートルとする。
3 本様式は、会計年度任用職員のうち、任期が著しく短期間であること等の理由により別記様式第1号を所持させることが適当でない局長が認めた者が所持するものとする。

（裏）

■ 注 意 事 項 ■

- このカードを第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 万 紛失、破損した場合は、速やかに連絡してください。
- 退職等により不要となった場合は、速やかに返却してください。
- このカードを拾得された方は、東京都庁までご連絡ください。

この訓令は、令和二年四月二日から施行する。

規 程（交）

●交通局規程第1号

東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年五月三十一日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員服務規程(昭和五十年交通局規程第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條第二項の規定により臨時的に任用される職員を除く。」を削る。

第五条第一項中「別記第一号様式」の下に「又は別記第一号の二様式」を加える。

第五条の三第二項中「東京都交通局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程」を「東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程」に改める。別記第一号様式の次に次の一様式を加える。

第1号の2様式(第5条関係)

(表)

東京都職員カード

TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

氏名 (写真)

ローマ字氏名

有効期限 年 月 日

上記の者は、東京都職員であることを証明します。

カード番号 東京都

- 備考1 材質は、紙とする。
- 2 大きさは、縦55ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- 3 本様式は、会計年度任用職員のうち、任期が著しく短期間であること等の理由により別記第1号様式を所持させることが適当でないとして局長が認めた者が所持するものとする。

(裏)

■ 注 意 事 項 ■

- このカードを第三者に貸出し、又は譲渡してはならない。
- 紛失、破損した場合、速やかに連絡してください。
- 退職等により不要となった場合は、速やかに返却してください。
- このカードを拾得された方は、東京都庁までご連絡ください。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

訓 令(水)

東京都水道局訓令第一号

局 内 一 般

各 事 業 所

東京都水道局処務規程(昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

令和元年五月三十一日

東京都水道局長 中嶋 正宏

第六十二条第一項中「別記第十九号様式」の下に「又は第十九号様式の二」を加える。別記第十九号様式の次に次の一様式を加える。

第19号様式の2(第62条関係)

(表)

東京都職員カード

TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

氏名 (写真)

ローマ字氏名

有効期限 年 月 日

上記の者は、東京都職員であることを証明します。

カード番号 東京都

- 備考1 材質は、紙とする。
- 2 大きさは、縦55ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- 3 本様式は、会計年度任用職員のうち、任期が著しく短期間であること等の理由により別記第1号様式を所持させることが適当でないとして局長が認めた者が所持するものとする。

(裏)

■ 注 意 事 項 ■

- このカードを第三者に貸出し、又は譲渡してはならない。
- 紛失、破損した場合、速やかに連絡してください。
- 退職等により不要となった場合は、速やかに返却してください。
- このカードを拾得された方は、東京都庁までご連絡ください。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

規 程(下水)

東京都下水道局管理規程第一号

東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年五月三十一日

東京都下水道局長 和賀井 克夫

東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局処務規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

附 則

第 1 2 号 の 2 様 式 （ 第 5 6 条 関 係 ）

（ 表 ）

<p>東京都職員カード</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">ローマ字氏名</p> <p style="text-align: center;">有期期間 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">上記の者は、東京都職員であることを証明します。</p> <p>カード番号</p>	<p style="text-align: right;">TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; text-align: center;">(写 真)</div> <p style="text-align: right;">東京都</p>
--	--

- 備考 1 材質は、紙とする。
- 2 大きさは、縦 55 ミリメートル、横 91 ミリメートルとする。
- 3 本様式は、会計年度任用職員のうち、任期が著しく短期間であること等の理由により第 1 2 号様式を所持させることが適当でないと局長が認められた者が所持するものとする。

（ 裏 ）

■ 注 意 事 項 ■

- このカードを第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 万一紛失、破損した場合は、速やかに連絡してください。
- 退職等により不要となった場合は、速やかに返却してください。
- このカードを紛失された方は、東京都庁までご連絡ください。

第五十六条第一項中「第十二号様式」の下に「又は第十二号の二様式」を加える。
別記第十二号様式の次に次の一様式を加える。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

